

契約（無償用）

様式第2号の2（第3条関係）

「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾契約書（無償用）

大阪市建設局許諾（無償）第 号

大阪市（以下「甲」という。）および〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が著作権を有する「大阪市マンホール蓋デザイン」（以下「本件デザイン」という。）の使用許諾に関し、下記のとおり契約を締結する。

記

1 使用許諾の範囲

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 内容

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 品 の 名 称	
製 作 予 定 数	
使 用 デ ザ イ ン	別図のとおり

2 使用対価

無償

3 使用上の遵守事項

乙は下記の事項を遵守すること。

- 関係法令を遵守し、甲の権利を侵害することのないように努めること。
- 第三者が甲の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに甲に連絡すること。
- 第三者との係争、審判、訴訟等について、甲に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 乙は、使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、甲に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 甲から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、又は使用品等を提出すること。

- (6) 乙が、本件デザインの使用に際して、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (7) 本件デザインの使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾変更申請書（無償用）（別記様式第4号の2）を大阪市建設局長に提出すること。
- (8) 本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「大阪市マンホール蓋デザイン」の（使用許諾契約解除・使用中止）届（別記様式第6号）を大阪市建設局長に提出すること。
- (9) その他本件デザインの使用に関し、「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾に関する要綱及び「大阪市マンホール蓋デザイン」の使用許諾取扱要領を遵守すること。

4 合意管轄

この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

年 月 日

甲 住所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

氏名 大阪市 契約担当者 建設局長

乙 住所

氏名（企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前）